

**就労移行支援・就労継続支援A型・B型において
在宅支援を受けられている方へ**

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴って、本市の在宅支援の支給決定要件から「新型コロナウイルス感染拡大防止を理由とする」が削除されます。

現在、「新型コロナウイルス感染拡大防止を理由とする」ことによって在宅支援の支給決定を受けている方につきましては、令和5年9月30日をもってその支給決定は終了となります。

つきましては、令和5年10月1日以降も就労系サービスをご利用される場合は、通所に切り替えていただくか、引き続き在宅での利用が必要な方は、下記の本市要件（1）アもしくはイによる申請を行い、改めて在宅支援の支給決定を受けていただく必要がございます。

【在宅支援における本市要件】

原則、（1）および（2）の両方を満たす場合とする。

（1）次のア、イのうち、いずれかを満たす場合

ア 障害特性により通所が困難である。

イ 通所時よりも在宅支援時のほうがより、支援効果が具体的に見込まれる。

（2）利用時間については、原則、利用予定のサービス提供事業所の運営規程で定めるサービス提供時間に準じて利用すること。ただし、障害特性にて、その利用が困難な場合は、就労移行支援、就労継続支援の在宅でのサービス利用にかかる協議書（帳票 4-20）および個別支援計画案上に理由を明確に示すこと。

引き続き就労系サービスをご利用される方は、このお知らせをご利用中の事業所・相談支援事業所の職員の方にお渡しいただき、裏面の必要書類をそろえて、お住いの区役所・支所に申請を行ってください。

申請に必要な書類

(引き続き在宅支援を利用される場合 及び 通所に切り替える場合)

【受給者本人】

- ・「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・療養介護医療費申請書 兼 利用者負担額減額・免除申請書」

※区役所・支所窓口にございますので、窓口にお越しの際にご記入ください。

- ・「セルフプラン」

※セルフプラン対象者のみ、計画相談支援事業所に計画作成を依頼している場合は不要です。

【サービス提供事業所】

以下の3点はご利用中の事業所職員に作成を依頼してください。

- ・「在宅利用中の支援体制および利用状況に関する報告書」

※様式はウェルネットなごやに掲載されています。

- ・個別支援計画案（任意様式）

- ・在宅支援の場合は、在宅支援時の1日、1週間のスケジュールがわかるもの（任意様式）

【計画相談支援事業所】

計画相談支援事業所を利用される方は、計画相談支援事業所に作成を依頼してください。

- ・モニタリング報告書及びサービス等利用計画案等

【問い合わせ先】

〇〇区役所福祉課障害福祉係

〇〇区支所区民福祉課福祉係

電話：〇〇〇－〇〇〇